

【研究ノート】

フランス共和国における検察官の訴追裁量の活用状況について
－配偶者間等暴力事案を中心に－

稲谷 龍彦

京都大学大学院 法学研究科 准教授

はじめに

本稿は、フランス共和国における起訴代替手続 *Les procédures alternatives aux poursuites*¹ と、そこにおいて検察官の果たす役割とについて、配偶者間等暴力 *Violence conjugale* の文脈に即して、概説するものである。本稿の意図は、近時我が国においても、親密圏における暴力事件等を解決するにあたり、検察官の訴追裁量を活用すること等が検討されているため、その比較法的素材を提供することにある。

本稿の記述は、以下の順序で行われる。はじめに、起訴代替手続の概要について説明する。ここでは、この手続の定義とともに、その沿革と発展の経緯を紹介し、また、かかる手続において検察官の果たす役割も明らかにする。次に、配偶者間等暴力の事案と関係する、起訴代替手続に分類される個別の手続について、フランス共和国刑事訴訟法（以下では、仏刑訴訟法と略称する）の条文等に即して概説する。その上で、フランス共和国検察官へのインタビュー調査の結果を踏まえ、配偶者間等暴力の事案において、これらの手続がどのように用いられているのかについて概説する。最後に、我が国において、配偶者間等暴力の文脈において、検察官の訴追裁量の活用を考えるにあたって留意すべき点について、簡単に付言する。

一 フランス共和国における起訴代替手続について

(一) 起訴代替手続の概要について

1 定義

起訴代替手続とは、この手続についての代表的な研究書によれば、「(もし、そうでなければ) 伝統的な訴訟における判事によってア・プリオリに解決されなければならなかったであろう、起訴権限を行使する機関によって、全ての公訴の提起前に判断されることになる、違警罪上 *contraventionnelle* または軽罪上 *délictuelle* の犯罪行為についての、訴訟規則の形態である²」とされている。

¹ この語については、Franck Ludwiczak, *LES PROCÉDURES ALTERNATIVES AUX POURSUITES*, L'Harmattan, 2015に拠った。

2 手続の沿革と発展

今日のフランス共和国においては、起訴代替手続による正式裁判手続外での紛争解決が、頻繁に用いられるようになっている。すなわち、2009年以降、正式起訴と起訴代替手続は、ほぼ同数が用いられるようになっているのである³。

歴史的に見ると、当事者間の交渉による刑事事件の解決という方法は、主として秩序の回復を理由とする不起訴処分と結びつけられて、費用のかからない紛争解決手段として中世から存在した。しかし、16世紀における検察官の登場や、1670年オールドナンスによる糾問主義及び重罪と軽罪の区別の導入などにより、個人に対する被害補償の問題に止まらない、重い犯罪については用いられなくなった。また、刑事事件における検察官の治安維持の役割が徐々に明確になるにつれ、それが用いられる範囲は一層縮小していった。さらに、現行仏刑訴法の基となった1958年法にも大きな影響を与えている、1808年法における検察官の刑事訴訟における地位の拡張と起訴便宜主義 *Principe de l'opportunité des poursuites* の導入によって、被害者の地位は一層制限されることとなり、不起訴判断の目的も被害者への補償ではなく、再犯の防止と結びつけて理解されるようになっていたのである⁴。このような経緯もあって、現在の起訴代替手続は、主として比較法的な検討に基づいて導入されたものであるとされている⁵。

現在の起訴代替手続の主たる目的は、効率的な事件の処理である。起訴代替手続が導入された背景には、1980年代における、著しい事件数の増加のために、刑事裁判手続が機能不全状態を露呈しつつあったという事情が存在したのである。すなわち、当時の検察官に与えられていた訴追裁量においては、訴追するかあるいは単純不起訴 *Classement sans suite pur et simple* にするかという、二元的な選択肢しか存在しなかったため、実に検察官が取扱う事件の内80%を超える部分が、訴訟事件数の超過を背景に単純不起訴とされ、結果的に刑事司法制度に対する信頼そのものが揺らぎつつあったというのである。そこで、起訴便宜主義を規定した仏刑訴法40条の解釈に基づき、行為者に一定の条件を課した上で不起訴にするという、第三の道が用いられるようになり、その運用の拡大が、刑事裁判を回避し、行為者に対してより適切な処分を行うことのできる、現在の起訴代替手続が正式に導入されていく一つの契機になったとされている⁶。

起訴代替手続が現在の形に至るまでには、3つの立法のフェイズがあったとされている。もっとも、そこにおいては、単に効率的な事件の処理だけではなく、犯罪の種類に応じて、効果的に治安維持を図るための手段を導入するという目的も見出される場所である。

すなわち、代替的な手続を導入した最初のフェイズにおいては、訴訟手続の効率化のみならず、関連する違法行為への適切な対応も目指されていたのである。このフェイズの最初の立法過程は、1926年12月28日委任立法 *Décret-loi*、及びそれに続く1972年1月3日法72-5号、1985年12月30日法85-1407号による、主に道路交通法の分野における違警罪への対応を念頭に置いたものであった。このフェイズにおいては、続いて、後に治療的代替手続 *Alternative thérapeutique* と呼称されることになる、薬物中毒及び中毒性のある物質の密売買・違法な自己使用へ、保健衛生的な手法によって効率的に対応するために、刑事裁判ではなく治療命令を用いることを規定した、1970年12月31日法70-1320号が制定されることになる。公衆衛生法に導入されたこの手続は、後に2000年6月15日オールドナンス2000-548号によって、保健衛生上の義務に従うことを条件に、麻薬の違法使用者が訴追を避けることを可能にしているのである。さらに、このフェイズ

² *Id.* at 53 (括弧内筆者)

³ Marie Odile Delcourt, *Analyse Statistique des Mediation Pénale en France*, <https://hal.archives-ouvertes.fr/hal-01495648v3/document>, 2017, at 3

⁴ See Ludwiczak, *supra* note 1, at 24-28

⁵ See *id.* at 17-35. とりわけ、合州国及びカナダの修復的司法や、中国や日本のコンセンサスを重視する伝統に根ざした法制度や法実践などが参照されたとされている。

⁶ See *id.* at 39

では、一定の行政官が、行政規制への違反者に対応するに際し、起訴代替手続を利用できるような立法がなされている。すなわち、1977年12月29日法77-1453号などによって、一定の場合には、刑法典外に規定された特別刑法上の犯罪について、行政官が交渉によって紛争を終局的に解決できるとされているのである。

立法の第二フェイズにおいては、刑事裁判の過大な負担を軽減し、特定の紛争に適合的な刑事的対応を促進するべく、手続のイニシアティブが検察官に与えられた。すなわち、膨大な数の単純不起訴による刑事司法への信頼の低下に対し、起訴便宜主義を通じた検察官主導による対応が目指されたのである。1978年5月20日デクレ78-381号は、当初刑事和解 *Cociliation pénale* と呼称された手続を制度化したのである。ここでは、独立かつ中立の第三者が介入する、和解を目的とした手続による紛争の解決に被疑者が同意した場合には、検察官は、その者を単純不起訴にすることができるとされていた。この手続は、被害者の存在する軽罪及び違警罪の事案において、事件以前から被疑者と被害者との間に一定の社会的関係が存在する際に、社会的な平穏を回復し、また、犯行と被害の軽微さに鑑みて行為者に対するスティグマが付与されることを避けるために用いられていた。この和解手法は、それが活用されるにつれて、被害者支援組織と街の刑事政策の発展とを促したが、検察官毎に異なる多様なヴァリエーションも生み出した。もっとも、検察官が全く関与しないタイプの調停手続は、刑事手続の文脈では用いられておらず、検察官が被害者支援組織の中から選任した調停人による調停と、検察官自身が調停人となる調停とが併存していた。そして、司法省によって早くから認識されていたこの調停手続は、起訴と単純不起訴の間の第三の道として下院においても認知されるに至り、1993年1月4日法93-2号による仏刑法改正により、仏刑法典41条の刑事調停 *Médiation pénale* として、正式に仏刑法典に組み入れられたのであった。その後、刑事調停は、刑事手続の効率化に関する1999年6月23日法99-515号によって、より拡張された起訴代替手続に統合される形で、仏刑法典41-1条に規定されるに至っている。

立法の第三フェイズは、刑事調停と並行する形で進んでいた、1980年代における刑事裁判所の過重負担への、検察官による対応に端を発している。すなわち、ここでは一部の検察官が、被疑者が一定の義務を遵守することを、犯罪の不起訴に結びつけていたのである。そして後に、この法実践は、法による警告 *Rappel à la loi* の誕生につながることとなった。前述の刑事手続の効率化に関する1999年6月23日法によって、仏刑法典41-1条に規定されることになったこの手続は、検察官またはその代理人と検事代理、または司法警察官が、被疑者に対し、その行為に対して定められた法的責任と、裁判によって通常科されることになる刑の種類と重さについて示すことを許すものである。この立法の最終フェイズにおいては、まず、条件付き不起訴 *Classement sous condition* についてのこれまでの経験を統合するという形で、起訴代替手続による刑事事件の解決という動向が完成された。すなわち、仏刑法典41-1条においては、法による警告と刑事調停とが、被疑者が自身の犯罪の重さについて自覚し、被害者へその被害を補償することに関心がおかれた他の手続と共に、規定されているのである。その中には、被疑者個人がおかれた状況を、法及び規則に適合させるための研修の修了に代表される、保健施設、社会福祉施設や職業訓練所に被疑者を導くための手続や、犯行によって生じた被害を補償するための手続などがある。さらに、1999年法においては、被疑者による犯行の自認を明確な基礎とする、前例のない手続も導入されている。刑法典41-2条及び41-3条において導入された、刑事和議 *Composition pénale* は、検察官が、公訴の提起前において、被疑者に罰金の国庫への納付を命じること、あるいは、またはそれと共に治安の維持のために必要な手段をとることを組み合わせた対応を行うことを許している。なお、憲法院が、1995年2月5日95-360号判断において、権力分立の観点から、刑事和議において検察官が決定し被疑者が受け入れた処分が、判事によってその有効性を承認されなければならないと判断したため、この手続は裁判官の関与するものとなった。その結果、治安維持の観点からより強力な処分を行うことができるようになった一方で、刑事和議が承認され、それが履行された場合には、公訴権は消滅することとなった。このフェイズにおける第二段階の立法である、2004年5月9日法2004-204号によって、刑事和議は禁錮5年以下の軽罪全体に適用できるようになり、この手続において科すことのできる処分も一層充実することとなった。この2004年法にお

いては、刑事和議と正式な起訴との間に位置することになる、有罪であることの事前の自白に基づく出廷 *Comparution sur reconnaissance préalable de culpabilité*（以下では、C.R.P.C. と略称する）も仏刑法 495-7 条以下において規定されることとなった。なお、C.R.P.C. と刑事和議の間には、C.R.P.C. においては禁錮 1 年までの刑を用いることができること、同じく C.R.P.C. においては判事による刑についての認可が必要であること、また C.R.P.C のオルドナンスには、有罪判決と同様の効果が生じることなどの違いが存在する。再犯者の処遇に関する 2005 年 12 月 12 日 2005-1549 法によって、このフェイズの第三段階の立法が行われ、仏刑法 41-1 条及び 41-2 条によって、検察官が、配偶者等暴力の事案において、その子供や配偶者等に対する犯罪を犯した被疑者が、住居等に住むことを禁じることができること規定された。また、新たな手段として、被疑者が精神保健施設や社会保険施設へ通うようにすることも加えられた⁷。

以上のように、犯罪へのより適切な対応や、刑事裁判所の過重負担を軽減する目的で考案された、起訴便宜主義に基づく検察官の訴追裁量を活用した法実践を下敷きにして、幾たびもの立法が繰り返された結果、フランス共和国における起訴代替手続は整備され、現在のような活況に至っているのである⁸。

3 検察官の役割について

訴追代替手続の興隆によってその姿を変えつつある刑事手続の特徴は、適切な刑事的対応を可能にし、刑事裁判の過重負担を軽減できるような各種手続の選択権が、専ら検察官の手に委ねられていることにあるという。このことは、同時に裁判官の役割をも変質させることになっているとされる。つまり、裁判官と検察官という二元的な体制を壊して、また、第三の道を作り出すことにより、立法者は検察官に制裁を科す権限を付与したというのである。この権限によって、仏刑法 41-1 条に規定されている一定の手続を利用すれば、検察官は刑事裁判官を一切関与させることなく、制裁を科すことができ、また、他の手続においても、刑事裁判官の関与を限定させることができるのである。というのも、刑事和議の場合でも、C.R.P.C. の場合でも、刑事裁判は伝統的な手続のような形では関与しないからである。これらの手続においては、被疑者の有罪は裁判所において争われないし、また、刑の決定についても裁判所は部分的にしか関与しないのである。なお、このような裁判所の関与の後退は、例えば刑事和議の承認が非職業裁判官によって行われていることに、最も象徴されているとされる⁹。

端的にいえば、訴追代替手続によって、刑事手続における裁判官の役割の後退と検察官の役割の増大とがもたらされたのである。検察官は、今や単に起訴ないし不起訴を決定するという主体ではなく、自身が管轄する犯罪類型に属する個々の事件の処分について、刑事政策的な観点から最も望ましい処分を決定することのできる、刑事政策の現場監督者のような地位にあるといえるだろう。

⁷ 以上のようなフランス共和国における起訴代替手続の発生と展開につき、*See id.* at 39-47

⁸ なお近時、企業が関与する汚職犯罪に効率的に対応するため、2016年12月9日法2016-1691号により、フランス共和国版DPA（DPAとは、訴追延期合意*Deferred Prosecution Agreements*の略称である。合州国を発祥地とする同手続の概要については、稲谷龍彦「企業犯罪に対する刑事手続の対応—アメリカ法におけるDPA/NPAを中心に—」*刑事法ジャーナル*58号（2018年）69頁を参照されたい。）とも呼ばれる、新たな交渉による犯罪解決手続が、仏刑法41-1-2条として制定されているが、本稿の考察対象とする配偶者間等暴力の事案とは文脈を大きく異にするため、以下では検討の対象とはしないこととする。

⁹ *See Ludwiczak, supra note 1, at 54-56*

(二) 個別手続の概要¹⁰

1 法による警告・刑事調停等（仏刑法 41-1 条）

仏刑法 41-1 条 1 項によれば、同項に列挙されている方法で、被害者に生じた被害の補償を確実にし、または犯罪によってもたらされた混乱を終わらせ、あるいは犯行に及んだ者の更生に資する可能性があると思料する場合には、共和国検事は、訴追を提起する前に、それらの方法を用いることができるとされている。すなわち、検察官が被疑者を呼び出し、法によって課される義務等を警告する、法による警告（仏刑法 41-1 条 1 項 1 号）、被疑者を保健、社会福祉、職業施設へ導くこと（仏刑法 41-1 条 1 項 2 号）、被疑者にその環境を法や規則に適合させるよう要求すること（仏刑法 41-1 条 1 項 3 号）、引き起こした損害を補償するよう要求すること（仏刑法 41-1 条 1 項 4 号）、被害者の要求または同意に基づいて（ただし、配偶者間等暴力の場合には被害者の明示の要求がある場合に限られる）、被疑者及び被害者間の調停を行う、刑事調停（仏刑法 41-1 条 1 項 5 号）、配偶者間等における犯罪の場合には、配偶者等が居住する住居等から出るよう、また、必要な場合には、保健施設、社会福祉施設、精神保健施設へ行くよう、要求すること（仏刑法 41-1 条 1 項 6 号）などの手段である。なお、同条に規定された方法をとった場合、公訴の提起は保留されるが、被疑者の行為によってこれらの方法が実施されなかった場合には、共和国検事は、刑事和議を行い、あるいは公訴を提起することができる（仏刑法 41-1 条 2 項）。

2 刑事和議（仏刑法 41-2 条及び 41-3 条）

仏刑法 41-2 条 1 項によれば、共和国検事は、公訴が提起されていない場合には、その主刑が罰金ないし 5 年以下の禁固刑である、一つないし複数の軽罪を犯した者について、同項に列挙された 19 の方法の一つないし複数によって構成される刑事和議を提案することができる。その内主なものをあげると、罰金の支払い（仏刑法 41-2 条 1 項 1 号）、3 ヶ月を超えない期間において研修ないし訓練を、保健施設、社会福祉施設、職業訓練所などで受けること（仏刑法 41-2 条 1 項 7 号）、配偶者間等における犯罪の場合には、配偶者等が居住する住居等から出ること、また、必要な場合には、保健施設、社会福祉施設、精神保健施設へ行くこと（仏刑法 41-2 条 14 号）、その費用において恋人間等における暴力の抑止についての研修を受けることなどである。なお、仏刑法 41-2 条 14 号を適用するにあたっては、共和国検事は、容疑者の居住地についての被害者の意見を聞き、暴力が繰り返されることが予見される場合には、これを適用することとされている。

また、仏刑法 41-2 条 2 項によって、共和国検事は、その被害者が特定されている場合には、被疑者に対し、被害を補償することを提案しなければならない。

仏刑法 41-2 条 6 項によって、被疑者の同意が得られた刑事和議については、判事による承認手続に付されることになる。また同項により、判事は承認にあたって、被疑者及び被害者の意見を聞くことができる。この合意は承認によって発効することとされており、仮に、承認が得られなかった場合には失効し、再審査を求めることはできないとされている。仏刑法 41-2 条 7 項により、刑事和議を受け入れなかった場合、あるいは受け入れたものの、定められた方法が履行されなかった場合、新たな事情のない限り、共和国検事は公訴を提起することとなる。なお、その際には、途中まで履行され

¹⁰ 以下本項の記述については、Bernard Bouloc, *PROCÉDURE PÉNALE*, 26e éd. Dalloz, 2018, at 640-51 及び、CODE DE PROCÉDURE PÉNALE ANNOTÉ, 60e éd. Dalloz, 2018, at 168-71, 173-76, 854-68 の記述を参考にした。

た和議も考慮の対象となる。

仏刑法 41-2 条 9 項により、刑事和議の履行は、公訴権を消滅させることになる。なお、仏刑法 41-2 条 10 項により、履行された刑事和議は 1 号司法ファイルに登録されることとなる。

なお、仏刑法 41-3 条によって、刑事和議は、違警罪にも適用されることとなっている。

3 遠隔保護 Téléprotection

起訴代替手続に密接に関係し、また、配偶者間等暴力に直接関係する規定として、2014 年 8 月 4 日法 2014-873 号によって新設された仏刑法 41-3-1 条による、遠隔保護をあげることができる。すなわち同条によって、配偶者間等暴力の被害者に重大な危険が存在する事案においては、共和国検事は、6 ヶ月の間（この期間は更新可能である）、その被害者の同意が存在する場合には、公的機関に警報を発することのできる、GPS 機能を搭載することもできる、遠隔保護のための装置をその被害者に与えることができるようになったのである。ただし、この処置ができるのは、被害者と容疑者とが同居していない場合で、保護命令 *ordonnance de protection*、起訴代替手続、刑事和議、電子的監視付居住地指定、有罪判決、社会内処遇 *aménagement de peine*、保安処分 *mesure de sûreté* によって、被疑者が被害者と接触することが法的に禁じられている場合に限られている。

4 C.R.P.C.

仏刑法 495-7 条以下によって、検察官は職権で、あるいは被疑者及びその弁護人からの要求により、一部の例外を除いた全ての軽罪について C.R.P.C. を用いることができる。検察官は、一つないし複数の主刑あるいは付随刑を提案することができるが、禁固刑は 1 年（ないし科しうる刑の上限）を超えることができない。また、刑の提案にあたっては、社会内処遇について考慮することができる。さらに、一件記録を見ることのできる、被疑者の弁護人の立ち会いの下で、被疑者の自白は受諾され、また、検察官の提案もなされなければならない。提案に対する受諾は 10 日以内になされなければならない。

提案が受諾された場合、検察官による認可のための申立に基づいて事件を付託された裁判長の前に、被疑者は出頭しなければならない。この出頭は 1 月以内に行われる。公判廷において、裁判長は被疑者の証言を聞くが、この法廷に検察官は出頭しなくてよいとされている。認可のオルドナンスは、有罪の自認、刑罰を正当化する要素、犯罪の状況、被疑者の人格などの検討に基づいて行われなければならないとされている。

二 フランス共和国における配偶者間等暴力事案での起訴代替手続の活用状況について

1 概要

筆者は、2018 年 3 月 26 日から 30 日にかけて、京都産業大学法学部の浦中千佳准教授と共に、JST-RISTEX の田村 PJ による研究調査の一環として、フランス共和国トゥールーズ市及びナンテール市において、配偶者間等暴力事案を専門に取扱う大審裁判所付検察官に対するインタビュー調査と、パリ市に所在する安全及び司法についての国立高等研究所 *Institut national des hautes études de la Sécurité et de la Justice*（以下では、INHESJ と略称する）に所属する配偶者間等暴力を専門とする研究員等に対するインタビュー調査を実施した。以下では、その結果に基づいて、フランス共和国における配偶

者間等暴力事案における、検察官の起訴代替手続の活用状況を概説したいと思う。

2 刑事調停の難点－加害者と被害者との「力」の不均衡

最初に、配偶者間等暴力事案の特質である、加害者と被害者との「力」の不均衡について、意見の一致が見られたことを報告したい。すなわち、配偶者間暴力事案においては、そもそも暴力を振るう側の加害者が身体的に優位に立っているのみならず、被害者が精神的・経済的に依存しているなどの事情により、精神的・経済的にも優位に立っていることが少なくない。このように当事者間に「力」の不均衡が存在する場合、両当事者が対等な立場で交渉することが前提となる、刑事調停は機能しない可能性が高いことが指摘されていた。実際、こうした問題点を踏まえて、既に見たように、法律上も被害者からの明示的な要求がない限り、配偶者間等暴力事案において刑事調停を用いることはできないこととされているのである。

なお、この「力」の不均衡や被害者が自分を責める傾向にあるという事情を踏まえて、検察官はたとえ被害者が望んでいないような場合でも、刑事政策的な観点から必要と判断すれば、正式起訴も含む適切な処分を行うことも述べられていた。

3 刑事和議の難点－裁判所の関与による手続負担

次に、刑事和議については、そこから得られる利益は大きいものの、裁判所が和議の承認という形で手続に関与するため、負担も大きく、簡単には利用できないという点で、やはり意見の一致が見られたことを報告したい。すなわち、刑事和議で利用できる手段の中には、配偶者間等暴力の加害者に、再犯を防ぐための研修や精神保健施設への通所などの命令という、問題解決にとって有望な手段も含まれており、加害者の情報が逐一検察官に報告されるため、経過観察が容易であることや、単純に起訴した場合よりもその後の経過が良い傾向にあることなどの利点が述べられていた。しかし、刑事和議は裁判所が関与するため、手続としては重いため、簡単には利用できないことも強調されていた。また、C.R.P.C.については、正式起訴をするまでではない軽罪について、迅速に処理するために用いることがあるとの意見であった。

4 法による警告・司法コントロール *contrôle judiciaire*・遠隔保護の活用

法による警告とその他の処分との組合せが、多くの事案で用いられているとの意見があった。すなわち、警告を与えるために加害者を呼び出し、市民教育や必要な研修を受けるように要請するというのが、軽度の配偶者間暴力事案において活用されているとのことであった。また、この警告のための呼び出しを行うに際しては、状況に応じ、被害者を保護するという観点から、自由及び身体拘束判事に要請して、被害者の住居に接近しないように司法コントロールを行ってもらったことがあるとのことであった（仏刑法 138 条 2 項 17 号）。なお、加害者がこの司法コントロールによって課された義務に反した場合には、自由及び身体拘束判事の権限によって、身体拘束されることになるとのことであった。また、遠隔保護についても、被害者の安全を守るために、被害者支援団体等の協力も得ながら、活用しているとのことであった。

5 関係各所との関係

既に見たように、仏刑法においては、条件付き不起訴手続や刑事和議手続などにおいて、被害者支援団体や、保健機

関、社会福祉機関などの各種の専門団体・機関との連携が予定されている。実際の運用においても、例えば被害者支援団体とは協定を結ぶなどして、連携しているとのことであった。しかし、処分の在りようを決めるのは、起訴便宜主義の下、検察官の専権であることから、連携を要する場合でも、基本的には検察官が専権的に処分を決定し、後から関係各所に内容を説明するとのことであった。

6 刑事政策の有効性の評価

なお、個々の検察官が行なっている刑事政策的決定については、大審裁判所単位で情報が集約されて司法省に送られ、フィードバックを経て最適化されるようになってきているとのことであった。もっとも、刑事政策の大枠の方向性については、中央で決定されるとのことであった。今後は情報を共有するなどして、エヴィデンス・ベースでより徹底した政策分析を行う必要があることは認識されているものの、現状ではあまり進んでいないとのことであった。

おわりに

初めに述べた通り、本稿の主たる目的は、親密圏における暴力事件等の解決にあたり、検察官の訴追裁量を活用することが検討されている我が国の現状に鑑み、フランス共和国における起訴代替手続の活用状況の概説を通じて、比較法的な素材（の一部）を提供することにある。それゆえ、フランス共和国における経験から、何か具体的な示唆を引き出すことは、本稿の直接の目的ではない。

しかし、極めて簡単な考察ではあるが、幾つかの留意点を示すことはできるように思われる。第一に、刑事調停の適用範囲の限定という傾向に鑑みると、加害者と被害者の構造的な「力」の不均衡に適切に配慮できる手続を設計する必要があると考えられる。第二に、司法コントロールや遠隔保護などの整備という経過に鑑みると、被害者の安全確保に主眼を置いた手続を用意する必要があると考えられる。第三に、刑事和議についての不満に鑑みると、教育・研修や臨床心理学的対応を可能にする手続を設計する場合、検察官にとっても裁判所にとっても、手続的な負担が重くなりすぎないように留意する必要があると考えられる。第四に、関係各所との連携について、一層進展させる必要があるように思われる。第五に、起訴代替手続が検察官の地位を大きく変容させるという指摘や、フランス共和国において訴追代替手続についての適切な刑事政策的評価を可能とするための取組みが始まっていることからすると、起訴代替手続を導入する際には、その政策的な評価と現場へのフィードバックを可能とするための仕組み—例えば、専門家の監修を受けた訴追裁量マニュアルなど—を、合わせて導入するべきであると考えられる。

以上甚だ不完全な論考ではあるが、我が国の喫緊の課題に対し、ささやかな貢献となりうることを祈っている。